



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
11月22日(金)  
第556号

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定の一部解除..... 861  
○予定保安林..... 861

### 公告

- 患畜の届出..... 862

## 告示

### 栃木県告示第533号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和6年栃木県告示第391号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の一部について当該指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年11月22日

栃木県知事 福田 富一

- 指定を解除する区域  
小山市大字犬塚字溜ノ台131番2及び131番6並びに大字土塔字天神566番1及び566番11の各一部
- 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

(環境保全課)

### 栃木県告示第534号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6(2024)年11月22日

栃木県知事 福田 富一

- 保安林予定森林の所在場所  
鹿沼市下粕尾字前平1854、1855-2、字寒沢口1857から1866まで、1868から1870まで、1871-1、1871-2、1872-1から1872-3まで、1873、1874、1897、字釜ヶ沢1875-1、1875-2、1876、1877-1、1877-2、1878、1879-1、1879-2、1880、1881-1、1881-2、1885、1886、字寒沢1888、1889、1890-1、1890-12から1890-20まで、1890-22、1891-1、1891-2、1892から1896まで、1898から1908まで、1909-2、1910
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## II

### 1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字風見山田字悪タラ沢841-2、字藤倉889-16、889-17

### 2 指定の目的

水源の涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

## 公 告

### ○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年11月22日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	大田原市	令和6（2024）年11月7日	法令殺

(畜産振興課)